

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発行</b> 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	<b>発行日</b> 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( " )	2
<b>公 告</b>	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	2
○平成27年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	3
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	3
高知県人事委員会規則	
◎高知県職員の退職管理に関する規則	3
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	7
<b>正 誤</b>	
○正誤 (平28・3・11付け 告示)	8

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第174号**

平成28年2月高知県告示第47号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村上小南川45番地  
イ 氏名  
山中 春雄
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村上小南川34番地  
イ 氏名

- (3)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川224番地  
イ 氏名  
朝倉 昭一
- (4)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川71番地  
イ 氏名  
岩崎 栄
- (5)ア 登記簿記載の住所  
香美郡土佐山田町110番地6  
イ 氏名  
筒井 昌二
- (6)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川101番地  
イ 氏名  
長瀬 博幸
- (7)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川134番地  
イ 氏名  
筒井 好吉
- (8)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川224番地  
イ 氏名  
朝倉 又四郎
- (9)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川34番地  
イ 氏名  
筒井 吉治
- (10)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川5番地  
イ 氏名  
岩崎 貞男
- (11)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村高野255番地9  
イ 氏名  
石川 吉角
- (12)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村中切  
イ 氏名  
伊藤 福平
- (13)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村中切  
イ 氏名  
山中 九内

- (14)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村下小南川101番地  
イ 氏名  
長瀬 キシ
  - (15)ア 登記簿記載の住所  
高知市神田1469番地87  
イ 氏名  
岩崎 昭司
  - (16)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡土佐町土居152番地  
イ 氏名  
川村 喜久次
  - (17)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡土佐町土居210番地  
イ 氏名  
川村 敏晴
  - (18)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村大北川160番地  
イ 氏名  
近藤 慶次
  - (19)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡大川村大北川200番地  
イ 氏名  
近藤 正治
  - (20)ア 登記簿記載の住所  
高知市一宮405番地5  
イ 氏名  
川村 功
  - (21)ア 登記簿記載の住所  
高知市西町12番地  
イ 氏名  
松野尾建景
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大川村（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第175号**
- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市松尾字スルバチ951番5から土佐清水市大浜字東駄馬367番1地先まで	前	10.0 }	2,188
	後	10.0 }	2,188
		71.5	
		71.5	

高知県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村柱谷字船出474番2から高岡郡日高村柱谷字堂ノ元610番1まで	前	3.2 }	479
	後	3.2 }	479
高岡郡日高村柱谷字川口5番1から高岡郡日高村柱谷字ヤカシロ599番3まで	A	3.2 }	438
		9.6	

高岡郡日高村柱谷字船出474番2から高岡郡日高村柱谷字堂ノ元610番1まで	B	8.0 }	207
		38.6	

高知県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町立川下名字ヒウラムネ2087番1地先から長岡郡大豊町立川下名字ヒウラムネ2091番7まで	107	平成28年3月25日

高知県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市松尾字スルバチ951番5から土佐清水市大浜字東駄馬367番1地先まで	2,188	平成28年3月27日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
  - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
香南市野市町土居954番地1  
有限会社北らいす 代表取締役 北 節子
  - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
香南市野市町土居字船橋107番1、107番2及び141番、字福永159番、172番及び173番並びに字白水1663番、1664番、1667番、1676番、1688番、1690番及び1712番
- 2 申請年月日  
平成28年3月11日
- 3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間  
平成28年3月25日（金）から同年4月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成27年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成28年3月14日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

- 1 2 3 4

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成28年3月16日に認可した。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により香美市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び香美市役所

人事委員会規則

高知県職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第9号

高知県職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで（これらの規定（法第38条の2第2項及び第3項を除く。）が警察法（昭和29年法律第162号）第56条の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）並びに高知県職員の退職管理に関する条例（平成28年高知県条例第6号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員（同項に規定する役員をいう。以下同じ。）が属する地方公共団体の執行機関の組織等

（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人とし、一の営利企業等及びその子法人（法第38条の2第1項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、これらの営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第9条において同じ。）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる法人とする。

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- （1） 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第21条第5項（同条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員で、同条例第21条第5項の人事委員会規則で定める給料月額に乗ずる割合が

100分の20であるもの（部長を除く。）

（2） 高知県警察本部の部長、首席監察官及び警察署長（いずれも特定地方警務官（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。）である者に限る。）

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に規定する内部組織の長に準ずる職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する地方公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の人事委員会規則で定める者は、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する地方公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の人事委員会規則で定める業務は、地方独立行政法人又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項第1号から第3号までに掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思路するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が別に定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

<p>(再就職者による依頼等の承認の手続)</p> <p><b>第12条</b> 法第38条の2第6項第6号の任命権者の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式による申請書を任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名  (2) 生年月日  (3) 離職時の職名  (4) 離職年月日  (5) 現にその地位に就いている営利企業等の名称  (6) 現にその地位に就いている営利企業等の業務内容  (7) 離職前5年間(内部組織の長等の職又は第14条に規定する部長若しくは課長の職に相当する職に就いていた場合にあっては、これらの職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容  (8) 当該依頼等の承認の申請に係る地方公共団体の執行機関の組織等の職員又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員(第2条に規定する者を含む。)の職名及びその職務内容  (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。)  (10) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容  (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(再就職者による依頼等の届出手続)</p> <p><b>第13条</b> 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記第2号様式による届出書を人事委員会に提出してするものとする。</p> <p>(1) 氏名  (2) 生年月日  (3) 職名  (4) 依頼等をした再就職者の氏名及び離職時の職名  (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位  (6) 依頼等が行われた日時  (7) 依頼等の内容(部長又は課長の職に相当する職)</p> <p><b>第14条</b> 条例第2条に定める法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、高知県職員倫理条例(平成11年高知県条例第46号)第2条第1項第3号に規定する管理職員が就いている職(内部組織の長等</p>	<p>の職を除く。)とする。</p> <p>(部長等職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)</p> <p><b>第15条</b> 条例第2条第1項に定める法第38条の2第8項の前条に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部長等職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部長等職が廃止された場合における当該再就職者が当該部長等職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該部長等職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。</p> <p>(管理又は監督の地位にある職員の職)</p> <p><b>第16条</b> 条例第3条の人事委員会規則で定める職は、高知県職員倫理条例第2条第1項第3号に規定する管理職員が就いている職とする。</p> <p>(任命権者への再就職の届出を要しないとき)</p> <p><b>第17条</b> 条例第3条の人事委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員(法第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員をいう。)又は国家公務員(国家公務員法第2条第2項に規定する一般職に属する国家公務員をいう。)(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となったとき。  (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用されたとき。  (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会が任命権者と協議の上適当であると認めるとき。  (任命権者への再就職の届出手続)</p> <p><b>第18条</b> 条例第3条の規定による届出は、次項に規定する事項を記載した別記第3号様式による届出書を任命権者に提出してするものとする。</p> <p>2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 氏名  (2) 離職時の職名  (3) 離職年月日  (4) 再就職年月日  (5) 再就職先の名称  (6) 再就職先の業務内容  (7) 再就職先における地位(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織</p>	<p>等に属する役職員に類する者)</p> <p><b>第19条</b> 法第60条第4号の人事委員会規則で定める者は、第2条に規定する者とする。</p> <p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p><b>第20条</b> 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の執行機関の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に規定する職とする。</p> <p>(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)</p> <p><b>第21条</b> 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に規定する内部組織の長に準ずる職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に規定する者とする。</p> <p>(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)</p> <p><b>第22条</b> 法第60条第6号の人事委員会規則で定める者は、第8条に規定する者とする。</p> <p>(部長又は課長の職に相当する職)</p> <p><b>第23条</b> 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に規定する職とする。</p> <p>(部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)</p> <p><b>第24条</b> 法第60条第7号の前条に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に規定する者とする。</p> <p>(雑則)</p> <p><b>第25条</b> この規則に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p><b>附 則</b>  この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>
---	--	--

**別記**

**第1号様式**（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 様

地方公務員法第38条の2第6項第6号の承認を得たいので、下記のとおり申請します。  
なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者

ふりがな 氏名	◎	生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
住所			
連絡先	電話番号	メールアドレス	
勤務先（営 利企業等） の名称		勤務先（営利企業 等）における地位 （役職名等）	
勤務先（営利企業 等）の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職年月日	年 月 日	離職時の所属及び職名	
離職前 5年間の 在職状況等		所属及び職名	在職期間
			自 年 月 日 至 年 月 日

注 地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合は、離職前の5年間だけでなく、その職に就いていた期間に遡って記入してください。

3 要求又は依頼をする事項と勤務先（営利企業等）との契約等との関係

在職していた地方公共団体の執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた地方公共団体の執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

ふりがな 氏名		所属及び職名	
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として高知県人事委員会が別に定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの

上記以外の役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記2項目のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考となるべき事項

※任命権者記入欄			
受理番号			
処理結果	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）
承認又は不承認の理由			
承認番号		処理年月日	年 月 日

**第2号様式**（第13条関係）

再就職者による依頼等の届出書

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
 なお、この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 届出者

ふりがな 氏名	Ⓜ	生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
所属及び職名			

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏名		要求又は依頼 があった日時	年 月 日 時
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先（営利企業等）における地位（役職名等）	
離職時の所属及び職名			

3 要求又は依頼の内容

※人事委員会記入欄

受理番号	
------	--

第3号様式（第18条関係）

元職員再就職届出書

年 月 日

任命権者 様

高知県職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。  
なお、この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

ふりがな 氏名	Ⓜ
住所	電話番号
離職時の所属及び職名	
離職年月日	年 月 日
再就職年月日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先の住所	電話番号
再就職先の業務内容	
再就職先における地位 (役職名等)	

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中「鑑識指導官」を削り、同表の6級の項中

「実態解明班長」

を

「実態解明班長  
鑑識指導官」

に、

「交通事故事件捜査統括官」

を

「交通事故事件捜査統括官  
安全運転支援室長」

に、

「地域交通官」

を

「地域交通官  
南国警察署香南警察庁舎長  
南国警察署香美警察庁舎長」

に改める。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・3・11	9820	○告示	3	左 (18・19)	<u>昭和61年4月</u> に移転新築した	<u>平成61年4月</u> に移転新築した